

事業概要

令和6年度 公共施設等支援事業メニュー（予定）

木造公共施設関連の支援事業(補助メニュー)について

木の香る快適な公共施設等整備事業【森林・環境税事業】

	木造化	内装木質化
対象施設	教育関連施設(幼稚園・小・中学校・高等学校(体育館含)等) 福祉関連施設(保育園・こども園、老人ホーム、障がい者グループホーム等)	
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等	
面積要件	○教育関連施設 延床面積が概ね500㎡以上(但し「木造化」については、延床面積が概ね2,000㎡未満で、かつ準耐火構造の規制を受けない施設については補助対象外) ○福祉関連施設 延床面積が概ね300㎡以上	
県産材 使用基準	・木質部材の70%以上に「ぎふ証明材」 ・主要構造材は、原則としてJAS製品またはぎふ性能表示材	・延床面積50%以上の木質化 ・木材は原則として「ぎふ証明材」 ・床、壁、天井のうち2箇所以上を木質化
補助額	17,000円/㎡(上限30,000千円)	10,000円/㎡(上限30,000千円))
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能(ただし、林野庁の補助金は除く) ・既存施設の増改築事業も対象	
他省庁の 補助金名	・学校施設環境改善交付金【文部科学省】 ・安心こども基金【厚生労働省】	・社会資本整備交付金【国土交通省】 ・地域介護・福祉空間整備交付金【厚生労働省】
備考		

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

木造化支援（１）教育・福祉・商業・観光・医療施設等の木造化支援

- ①対象施設 : ・教育関連施設・福祉関連施設・商業、観光、医療施設等
※補助事業者が協定締結者である場合は、県外における施設の整備についても補助対象
- ③県産材使用基準 : ・ぎふ証明材等を木質部の80%以上
 ・主要構造部は原則JAS材又はぎふ性能表示材
- ④補助額・要件 : 下記表のとおり
- ⑤その他 : 国・県及び市町村との補助制度との併用は可能(ただし、林野庁の補助金は除く)

補助対象施設	木造部分の延べ床面積	補助額	協定締結者の場合補助額
教育関連施設	概ね2,000㎡以上 (準耐火構造の規制を受ける施設は、概ね500㎡以上)	木造部分の床面積1㎡あたり17,000円以内 上限30,000千円	木造部分の床面積1㎡あたり17,000円以内 上限30,000千円
福祉関連施設	概ね300㎡以上		木造部分の床面積1㎡あたり18,700円以内 上限50,000千円
商業・観光 ・医療施設等	概ね100㎡以上		木造部分の床面積1㎡あたり19,550円以内 上限50,000千円
	500㎡以上		
	1,000㎡以上		

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

木造化支援（2）新技術・新製品を活用した施設の木造化支援

- ①対象施設 : 新たな部材や新技術を活用したモデル性が高いものとして知事が認める施設
- ①県産材使用基準 : ぎふ証明材等を木質部の80%以上（主要構造部は原則JAS材又はぎふ性能表示材）
- ②その他 : 国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

木造部分の延べ床面積	補助率	補助額の上限	協定締結者の場合 補助額の上限
概ね100㎡以上	補助対象経費の2分の1以内	30,000千円	30,000千円
500㎡以上			50,000千円

木造化支援（3）小規模施設の木造化支援

①対象施設

教育関連施設、福祉関連施設、公共施設、管理施設、休憩施設、展望施設、観光案内施設、農林産物販売所、集会施設、畜舎、土木資材利用施設（防護壁、木柵、土留等）、四阿、階段、ガードレール、木橋、木製遊具、バス停、公衆トイレ、パーゴラ、その他本事業の目的を達成するうえで知事が必要と認める施設

②延べ床面積面積の目安 : 概ね5㎡以上300㎡未満

③総木材使用量（製品換算） : 概ね2㎡以上

④県産材使用率 : 90%以上

⑤補助額 : 1/2以内（補助上限額3,000千円）

⑥その他 : 他国・県補助金との併用は原則不可、市町村補助は可

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

内装木質化支援

- ①補助対象施設 : 教育関連施設、福祉関連施設、商業施設観光施設、医療施設、市町村役場庁舎等
 - ②県産材の使用基準 : 原則としてぎふ証明材等、厚さは概ね10mm以上
 - ③補助額 : 施工面積1㎡あたり5千円以内(準不燃材以上使用の場合は10千円以内)
上限補助額 30,000千円
 - ④その他 : 国・県及び市町村との補助制度との併用は可能(ただし、林野庁の補助金は除く)
協定締結者の場合は、事務室等も補助対象
-

備品導入支援

- ①補助対象施設 : 教育関連施設、福祉関連施設、商業施設、観光施設、医療施設
- ②補助金 : 1/2以内 上限5,000千円
※協定締結者の場合 1/2 以内 上限10,000千円 (県内外に複数の施設に導入する場合)
※備品ごとの上限額も設定
- ③その他 : 他国・県補助金との併用は原則不可、市町村補助は可

教育・子育て支援施設への木製備品導入に関する支援メニュー

ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 【森林・環境税事業】

対象施設	教育施設(幼稚園、小中学校)、児童福祉施設等
事業主体	市町村・学校法人・社会福祉法人 等
事業概要	●幼稚園、小中学校、保育園における県産材を使用した机・イス等の導入経費を補助
補助率	●購入費用の1/2以内 (但し、机・イスのセットについては上限18,000円/セット)
補助対象	<ul style="list-style-type: none">・全て「ぎふ証明材」を使用し製造された、机・イス・教卓・ロッカー・下駄箱等・導入製品は原則、JIS適合製品、若しくはJISに準拠した試験に合格したもの(但し、ロッカー・下駄箱等の収納ユニットは除く)・【木育】家具、仕切り、置き床等
その他	<ul style="list-style-type: none">・導入した木製品の利用者に対し「ぎふ木育」を実施すること(但し実施経費は補助対象外)・ただし、新設の施設に対する導入であり、木育実施の対象者がいない場合は、補助事業者が外部講師への委託等により研修会を実施し、研修会実施報告書と次年度実施計画書の提出をもって上記にかえることが可能

木造公共施設関連の支援事業(補助メニュー)について

木質バイオマス利用施設導入促進事業【森林・環境基金事業】

対象施設	<ul style="list-style-type: none">・市町村が管理整備する全ての施設・学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が管理整備する公共建築物（学校、社会福祉施設、病院・診療所、社会教育施設等）・多数の来客等があり、事業の普及啓発効果が十分見込まれる商業施設等
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者(多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者)、その他知事が認めるもの
対象製品	木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・導入する木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等は、県内から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用すること。・木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入にあたっては、県内で製造された製品の導入に努めるものとする。
補助額 (予定)	1/2以内 (木質資源利用ボイラーは1施設25,000千円、木質ペレットストーブ、薪ストーブは1台500千円を上限とする。)
その他	<ul style="list-style-type: none">・国及び県の他の補助制度との重複不可
備考	<ul style="list-style-type: none">・民間事業者については、実施要領に定める要件を満たす者に限る。

木造公共施設関連の支援事業(補助メニュー)について

県民協働による未利用材の搬出促進事業【森林・環境基金事業】

対象事業	市町村及び地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組における ・搬出された未利用材の取引 ・搬出機械(ポータブルウインチ等)の導入 ・伐採保護具等の導入・当事業に関する間接補助事業者主催の研修会費用(講師料等)の助成
事業主体	市町村 ※間接補助事業者 地域で組織する協議会、NPO法人、バイオマス加工事業者、森林組合等林業事業体、その他知事が認めるもの
補助額 (予定)	市町村が助成する額の1/2以内 (未利用材の取引は、取引量1トン当たり1,500円、搬出機械の導入は、1間接補助事業者当たり750千円、伐採保護具等の導入は、伐採保護具1着当たり10千円、保護帽1個あたり5千円、研修会費用の助成は、1回あたり20千円を上限とする。)
その他	・国及び県の他の補助制度との重複不可